R4 年度

地域課題の解決を図る実践的な協働事業の提案を募集します！

本事業実施は、令和4年2月定例議会による予算の成立を条件とします。

鳥取・島根広域連携協働事業

「両県共通の地域課題」を解決するアイデアやノウハウを持つＮＰＯ等による事業提案を募集します。

■令和４年度のテーマ：「現在調整中」

4月募集開始予定

応募資格	鳥取県内のNPO等と島根県内のNPO等との共同体 ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金登録団体（計画審査会の日までに、しまね社会貢献基金に登録する団体を含む）であること。
補助金額等	段階毎に審査を実施し、採択された事業に対し事業実施のために必要な経費を補助。

支援段階	補助上限	補助率	期間
計画策定	40万円	10／10	1年以内
協働実践	200万円	10／10	1年以内

計画策定
【R4年度】
県の担当部署と一緒に課題解決のための計画を策定

→

協働実践
【R5年度】
計画策定で策定した計画を県と協働して実施

・事業の概要説明及び意見交換会を4月以降に予定しています。

・事業提案者によるプレゼンテーション後、審査委員会を経て採択事業（1事業）を決定します。

【問合せ先】鳥取県庁　県民参画協働課
電話：0857-26-7070　ファクシミリ：0857-26-8112
電子メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはHPへ！＞

とっとり暮らし ワーキングホリデー 支援補助金

県内外の若者等のとっとり暮らし体験を支援する事業者を応援します！

募集する取組

県内外の若者等への以下の条件を満たしたプログラムの提供
①県内地域に滞在し ②働きながら
③地域住民との交流や学びの場を通じてとっとり暮らしを学ぶ

実施主体

本県内の市町村、個人、団体、NPO、その他任意組織
※参加者に対し就労場所、滞在場所、地域住民との交流や学びの場を一体的に提供できること。

補助率・上限額

補助率　　：　１０/１０
交付上限額：　県外参加者１１６，０００円
　　県内参加者　３３，０００円

制度詳細

交付申請前に事業提案書の提出が必要です！
とっとりワーホリのホームページをご確認ください☞

【申請･問い合わせ先】
鳥取県庁ふるさと人口政策課関係人口推進室（〒680-8570　鳥取市東町一丁目２２０番地）
電話：0857-26-7128　／　電子メール：jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

事業提案内容（例）

①受入可能期間（参加者の滞在期間）
６月１日～９月３０日のうち２週間程度

②参加可能延べ人数
６人

③１回あたりの最大受入可能人数
２人

④就労場所
○○農園（梨栽培）

⑤就労（作業）形態
有給（時給９００円、勤務日まなかい２食無料）

⑥滞在場所
近隣ゲストハウス（3,000円/泊）

⑦交流・学びの場の内容
地域住民・社員との交流会、地域の祭りへ参加、○○作り体験

⑧参加者への支援内容
宿泊助成　　上限　宿泊日数×3,000円
県内旅費助成　上限　滞在日数×1,000円、滞在期間中、自転車貸与あり
来県旅費助成　県外なら上限28,000円、県内なら往復8,000円

令和3年度受入団体（9団体）

【鳥取市】（一社）鳥取県地域教育推進局、たにがみ農園、（株）Workplays
もちがせ週末住人の家、（特非）学生人材バンク
【八頭町】おばあちゃんち雄太郎邸　【倉吉市】倉吉やしろ彩菜家
【日野町】ひののんファーム　【大山町】合同会社sunsunto

実施団体への補助内容

交付上限額　県外参加者１１６，０００円
県内参加者　３３，０００円

参加者受入に要する次の経費。なお、参加者が負担する下記経費に対する助成に要する経費を含む。

ア　参加者の滞在に要する経費（実費）
宿泊数×3,000円を上限とする。
※飲食代は対象外とし、１人あたり県外からの参加者66,000円、県内からの参加者18,000円を上限。

イ　参加者の県内移動に要する経費（実費）
滞在日数×1,000円を上限とする。
※ガソリン代は対象外とし、１人あたり県外からの参加者22,000円、県内からの参加者7,000を上限。
※就労場所又は交流及び学びの場への移動に要する経費とする。

ウ　ア、イを除く参加者受入れに要する経費（実費）
※１人あたり県外からの参加者28,000円、県内からの参加者8,000円を上限とする。
対象となる経費は次のとおりとする。
・労災保険、農作業中傷害保険及びボランティア保険等就労に伴い必要となる保険料
・作業着及び作業道具等就労に伴い必要となる経費
・交流イベント開催経費（軽食を除く飲食代は対象外とする）
・受入地域までの旅費（往復）（公共交通機関に限る。鳥取県内国内便エアーサポート支援事業の支援を受ける航空運賃は対象外。）

ニューツーリズム普及促進支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、ニューツーリズム普及促進支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、近年、消費者からのニーズが高まっているグリーンツーリズムやエコツーリズムなどのニューツーリズムや体験型教育旅行に対する受け入れ機能を強化するため、地域資源の観光メニュー化や規模拡大、情報発信やプロモーションに取り組む県内の団体等を支援することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金及び当該補助事業の実施に伴い市町村から交付を受ける補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（同表の第５欄に定める額を限度とする。）とする。

３　同一の事業実施主体が行う同種の事業に対する補助は、次のとおりとする。

(1) 別表の第１欄に掲げるニューツーリズム普及促進事業（ステップアップ型）については１回に限るものとする。

(2) 別表の第１欄に掲げるニューツーリズム普及促進事業（規模拡大型）（以下「規模拡大型事業」という。）については、最初に交付決定した年度から起算して連続する３年間に限るものとする。

(3) 別表の第１欄に掲げるニューツーリズム普及促進事業（星取県推進型）については同一年度１回に限るものとする。

４　本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

５　なお、鳥取県産業振興条例（平成２３年鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、補助事業に着手する２０日前までに（規模拡大型事業を行おうとする場合は、観光交流局観光戦略課長が別に定める日までに）、補助事業ごとに観光交流局観光戦略課に提出するものとする。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から３０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。
３　知事は、前項第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）
第６条　規則第１２条第１項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第６欄に定めるもの以外の変更とする。
２　前条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）
第７条　規則第１７条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
(1) 規則第１７条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から２０日を経過する日
(2) 規則第１７条第１項第３号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月２０日
２　規則第１７条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。
３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第４号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）
第８条　規則第２５条第２項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
２　規則第２５条第２項第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
(1) 取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具
(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
３　第５条第１項の規定は、規則第２５条第２項の承認について準用する。

（雑則）
第９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２９年３月２３日から施行し、平成２９年度事業から適用する。

附　則
この要綱は、平成３１年３月１９日から施行し、平成３１年度（２０１９年度）事業から適用する

附　則
この要綱は、令和元年６月２８日から施行する。

別表（第３条、第６条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
ニューツーリズム普及促進事業 （ステップアップ型）	団体（民間事業者含む）、市町村	(１)観光メニュー造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (２)旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (３)ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 ※委託費については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。	１／２	５００千円	(１)本補助金の増額を伴うもの (２)交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
ニューツーリズム普及促進事業 （規模拡大型）	団体（民間事業者含む）、市町村	(１)人材育成を核とした体制整備に必要なコーディネーターの人件費（庶務的業務を行う者の人件費は除く） (２)観光メニュー造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (３)旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (４)ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 ※(１)及び(２)は必ず実施するものとする。 ※委託費については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。	１／２	２，５００千円	(１)本補助金の増額を伴うもの (２)交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

ニューツーリズム普及促進事業 （星取県推進型）	団体（民間事業者含む）、市町村 ※右欄の（４）は宿泊事業者に限る。	(１)星空を活用した観光メニュー造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (２)旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (３)ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 (４) 星取県ならではの星空に関連する体験を楽しんでもらうために行う「星空おもてなしメニュー」づくりに要する経費 ※(１) または(４)は必ず実施するものとする。 ※委託費については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。	２／３	１，０００千円	(１)本補助金の増額を伴うもの (２)交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

令和4年度

鳥取県文化芸術活動支援補助金　対象事業募集

鳥取県内で活動する芸術家・文化芸術団体等の
↓↓こんな↓↓活動を支援します！

要件など詳しくは裏面へ！

■県内外で作品展示・舞台公演
⇒優れた文化芸術活動支援事業

■活動をステップアップ
⇒文化芸術活動ステップアップ支援事業

■本県ゆかりの先人を顕彰
⇒とっとり文化の先人顕彰事業

■青少年の育成を図る活動
⇒次世代活動者育成支援事業

■節目の年に行う周年事業
⇒周年支援事業

■県内の事柄をテーマにした出版
⇒刊行物発刊支援事業

■本県ゆかりの映像作品の上映
⇒映像作品活用支援事業

募集期間、補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
１次募集	令和４年　３月４日（金）から ４月５日（火）まで	令和４年　４月　１日（金）から 令和５年　３月３１日（金）まで
２次募集	令和４年　８月　１日（月）から ８月３１日（水）まで	令和４年１０月　１日（土）から 令和５年　３月３１日（金）まで

※本事業の実施は、令和４年２月定例議会における予算の成立を条件とします。
※２次募集については、１次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、６月上旬頃に鳥取県文化政策課のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/）にてお知らせします。

申請方法

交付申請書、実施計画書、収支予算書、及び申請者活動状況調べを作成し、申請事業の参考となる書類とあわせて提出してください。
※様式は鳥取県文化政策課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/）からダウンロードできます。

結果通知

優れた文化芸術活動支援事業、文化芸術活動ステップアップ支援事業、とっとり文化の先人顕彰事業については、選定委員会が審査を行い、その結果をもとに対象事業を決定します。結果は、５月上旬ごろまでにお知らせします。
その他の事業は、補助要件を審査の上、対象事業を決定します。
結果は、４月下旬ごろまでにお知らせします。

詳しくはホームページへ↓

【申請・お問い合わせ先】
鳥取県地域づくり推進部文化政策課（〒680－8570 鳥取市東町１丁目220番地）
電話：0857－26－7134 ファクシミリ：0857－26－8108
電子メール：bunsei@pref.tottori.lg.jp

鳥取県文化政策課

■□■ 募集対象事業の概要 ■□■

事業区分	補助率及び上限額	補助対象となる取組の内容
①優れた文化芸術活動支援事業 【審査会有】	補助率：1/2 （ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4） 上限額：３０万円（本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は１００万円）	県内に活動の本拠を置く芸術家等が県内外で自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演等及びこれらに関連して行われるワークショップ等 （第○回といった定例的な活動は対象外）
②文化芸術活動ステップアップ支援事業 【審査会有】	補助率：1/2 （ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4） 上限額：１０万円	鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演及びこれらに関連して行われるワークショップ等 （ステップアップのため新たな取組を開始してから通算５回目までの活動が対象）
③とっとり文化の先人顕彰事業 【審査会有】	〔顕彰事業立ち上げ支援事業〕 補助率：1/2 上限額：３０万円（複数人の顕彰を行う場合：５０万円）	全国的に大きな業績を残すなど顕彰が行われるべき者でありながら地元ではあまり知られていない本県にゆかりのある文化芸術分野の先人（物故者に限る）について、その魅力や業績を発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウムや展示会等の開催、パンフレット等の作成、資料整理等 （当該活動の開始から通算３回目までの活動が対象）
	〔全国発信事業〕 補助率：1/2 上限額：５０万円	全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人（物故者に限る）について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウムや展示会の開催等の事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
④次世代活動者育成支援事業	補助率：1/2 （ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4） 上限額：１０万円（ただし、大規模事業及び全国発信事業は３０万円）	文化芸術活動を行う青少年の育成を図ることを目的として県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が実施する作品展示・舞台公演及びこれらに関連して行われるワークショップ等 （大規模事業…収容人数が概ね１，０００人以上の会場で行われ、出演者中１８歳以下の実人数が３０人以上の事業）
⑤周年支援事業	補助率：1/2 （ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4） 上限額：１０万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例化した作品展示・舞台公演及びこれらに関連して行われるワークショップ等に係る周年事業 （第５回又は第１０回といった節目の年に行われる比較的規模の大きな事業）
⑥刊行物発刊支援事業	補助率：定額 上限額：３０万円	県内の事柄又は県内出身人物の顕彰等をテーマにした、県内で行われる日本語による出版活動
⑦映像作品活用支援事業	補助率：1/2 （ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4） 上限額：１０万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品（県内の事柄又は県内出身人物をテーマにしたもの、又は県内出身者が制作に関わった作品等、本県にゆかりのある映像作品）を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 （当該活動の開始から通算３回目までの活動が対象）

※それぞれ、補助対象となるには一定の要件があります。詳細は、文化政策課ホームページにて、鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱をご確認ください。
※申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合があります。

令和４年度

伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援事業

伝統芸能･行事による地域振興、継承を図るため、県外からの来訪客などに伝統芸能披露･体験指導を行う事業を行う団体に対し、県内の保存団体等に支払う交通費、用具輸送費、謝金等を支援します。

１　目的

県外からの来訪客などに披露し、体験していただくなどのおもてなしを行う活動を支援することで伝統芸能・行事による地域振興、継承を図る。

２　補助対象となる事業の概要

県外からの来訪客などに伝統芸能披露・体験指導を行う事業

３　補助対象経費

伝統芸能披露・体験指導を行う県内の保存団体等に支払う交通費、用具輸送費、謝金

４　事業実施主体

市町村、団体

５　交付申請の時期

随時（事業開始の３０日前まで）

６　補助率、上限額

１／２　２５０千円

７　申請方法

交付申請書、事業計画書、収支予算書（指定様式）及び審査の参考となる書類（事業内容と必要経費がわかるもの）を添付の上申請してください。なお、様式は鳥取県文化政策課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/250026.htm）からダウンロードできます。

【窓口・お問合せ先】

鳥取県地域づくり推進部文化政策課
住所　〒680-8570　鳥取市東町一丁目２２０（鳥取県庁本庁舎６階）
電話　0857-26-7134／ﾌｧｸｼﾐﾘ 0857-26-8108
電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp
ホームページ　https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/

令和４年度　文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業

文化芸術イベントを実施する際、手話通訳・要約筆記の設置、送迎バスの運行、託児サービスの提供など県民誰もが文化芸術活動に親しみやすい環境整備を行う団体等を支援します。

１　目的

県民誰もが文化芸術に親しみやすい環境整備を推進する。

２　補助対象となる事業の概要

文化芸術イベントにおいて実施されるもので、次に掲げる環境整備事業

（１）公演等における手話・要約筆記の設置

（２）公演等における点字訳資料の作成

（３）公演等への障がい者等の参加に配慮した環境整備（送迎バス、介助スタッフの配置、託児サービス等）

（４）公立文化施設等での公演に併せて社会福祉施設等で実施する入所者等を対象とした出前公演

（５）社会福祉施設等での入所者等を対象とした映画上映

（６）バリアフリー映画の上映

なお、（４）及び（５）以外の事業にあっては次のいずれの条件も満たすものとする。

ア　対象者を会員等に限定しないこと。

イ　環境整備を行うことを広く県民に周知するものであること。

３　補助対象経費

環境整備に要する直接的な経費（手話通訳者人件費、点字訳資料作成費、貸切バス代金、介助スタッフ人件費、保育スタッフ人件費、映画のリース料、出前公演に要する会場設営費又は機材等輸送料など）

４　事業実施主体　県内に活動の本拠を置く、文化芸術イベントを自ら企画・運営する団体又は個人

５　交付申請の時期　随時（事業開始の１０日前まで）

６　補助率、上限額　定額　１００千円

７　申請方法

交付申請書、事業計画書、収支予算書（指定様式）及び審査の参考となる書類（事業内容と必要経費がわかるもの、規約・定款等）を添付の上申請してください。なお、様式は鳥取県文化政策課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/74018.htm）からダウンロードできます。

【窓口・お問合せ先】

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

住所　〒680-8570　鳥取市東町一丁目２２０（鳥取県庁本庁舎６階）

電話　0857-26-7134／ﾌｧｸｼﾐﾘ 0857-26-8108

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ　https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/

令和４年度アートによる地域活性化促進事業補助金交付対象事業募集要項

１　趣　　旨

県内に活動の本拠を置く地域づくり団体等（以下「実施主体」という。）が、地域と連携しながら、県外アーティストによる滞在制作等を実施することで、文化芸術活動による地域活性化を推進することを目的に、アートによる地域活性化促進事業補助金の交付対象となる事業を募集します。

２　募集する取組

事業区分	募集事業数	内容	事業実施主体	補助率及び上限額
①スタート型	4	地域で活動するまちづくり団体等(注1)が県外アーティスト（注2）を滞在施設等に受け入れを行う事業のうち、次の（1）～（5）の要件を満たすもの。 また、事業区分が②ステップアップ型の場合は、以下の（6）の要件も満たすもの。ただし、公演、展示等の内容に次のア～イに掲げるものが含まれる場合は、これらに係る経費は補助対象としない。 ア　政治的または宗教的普及宣伝活動と認められるもの。 イ　広く一般の方が参加、鑑賞等できないもの。 （1）地域づくり・まちづくりなどの地域活性化を目的とする事業であること。 （2）県外アーティストが一週間以上滞在制作を行うこと。 （3）県外アーティストが地域住民と一緒に創作したり、アーティストによる学校等でのワークショップを開催するなど、県外アーティストと地域が文化・芸術を介して交流する内容が含まれること。 （4）１回限りのイベントではなく、地域において地域活性化のための長期的で継続した取組が見込まれること。 （5）補助事業の実施期間については、事業の完了が当該年度の２月末までとする。 （6）鳥取県外から県内へ又は県内他市町村からのアーティストの移住・定住が見込まれるもの、若しくは、定期的な滞在により地域との関係が継続的に見込まれるもの。	次の要件を満たす、地域づくり・まちづくりを目的とし、地域で活動するまちづくり団体等（事業の実施にあたって設立された実行委員会等も含む。）。 （1）県内に活動の本拠を置く団体等 （2）代表者及び所在地が明確なもの （3）会計経理が明確なもの （4）申請対象年度の前年度までに本補助金又は県の支援を受けた（注3）年度が２か年度以下の団体（ただし、交付決定後の事業中止において、不測の事態の発生など、特別の事情があると文化政策課長が認めた場合は１か年度に算入しない。）	２／３ 限度額：３３３千円 ただし、申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合がある。
②ステップアップ型	5		次の要件を満たす、地域づくり・まちづくりを目的とし、地域で活動するまちづくり団体等（事業の実施にあたって設立された実行委員会等も含む。）。 （1）県内に活動の本拠を置く団体等 （2）代表者及び所在地が明確なもの （3）会計経理が明確なもの （4）申請対象年度の前年度までに本補助金又は県の支援を受けた（注3）年度が３か年度以上かつ７か年度以下の団体（ただし、交付決定後の事業中止において、不測の事態の発生など、特別の事情があると文化政策課長が認めた場合は１か年度に算入しない。）	１／２ 限度額：５００千円 ただし、申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合がある。

（注1）まちづくり団体等とは、交流人口及び関係人口の拡大、移住定住の促進等、地域活性化を目的とした活動を行っている団体（事業実施にあたって設立された実行委員会等も含む。）をいう。

（注2）アーティストとは、文化・芸術活動を行っている個人・団体（専ら文化・芸術活動を行っているもの、活動が顕著なものなど）をいう。

（注3）鳥取県アーティストリゾート創造補助金、鳥取県アーティスト滞在促進事業補助金の交付を受けたこと、鳥取県アーティストリゾート推進組織育成事業補助金の交付を受けた「暮らしとアートとコノサキ計画」実行委員会の協働 AIR 事業を担当して実施したこと、及びアーティストリゾートとっとり芸術祭実行委員会の AIR 事業を受託したことを指す。

事業区分	内　容
①スタート型	事業実施に直接必要な次の（1）～（3）の経費。ただし、団体の運営に係る経常的な事務費（電話代、光熱水費など）及び人件費並びに食糧費（事業の実施に必要不可欠な食糧費は除く）を除く。 （1）アーティストの招聘に係る経費（旅費（宿泊費、交通費、日当など）、報償費）。ただし、原則として滞在制作等を行う地域に宿泊することとし、タクシーの利用は補助対象外とする。 （2）地域とアーティストの連携による文化・芸術事業の実施に係る経費（作品制作費、公演料、会場使用料、会場設営費、消耗品費、企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費など） （3）広報に係る経費（印刷費（記録冊子を含む）、広告宣伝費、郵送費）
②ステップアップ型	

3　募集期間、及び補助対象期間

下表のとおり補助対象となる事業期間を設定します。同期間以前に実施した活動に係る経費については補助対象となりませんので注意してください。

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
１次募集	令和４年４月　１日（金）から 令和４年４月２８日（木）まで	令和４年４月　１日（金）から 令和５年２月２８日（火）まで

※ 本事業の実施は、令和４年２月定例議会における予算の成立を条件とします。

※ １次募集の採択状況により、２次募集を行う場合があります。その場合は、７月上旬（予定）に鳥取県文化政策課のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/）にてお知らせします。

4　補助金の対象経費

交付申請以前に行われた支出であっても、補助対象となる事業期間であり、鳥取県知事が補助事業対象に適合すると認めるものについては補助対象経費となります。また、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行いません。

【その他留意事項】

・補助事業で作成するチラシ・プログラム・ポスター等の印刷物には以下の内容を記載してください。
　「鳥取県アートによる地域活性化促進事業補助金」
　「令和４年度 文化庁 文化芸術創造拠点形成事業」及び文化庁シンボルマーク（シンボルマークは次のサイトよりダウンロード可能です。　https://www.chiikiglocal.go.jp/download/index.html）
　「共催　鳥取県」
・イベント等の開催時には、アンケートを配布し、実績報告の際に集計結果を提出してください。
・本補助金の事業期間とは、事業に係る見積又は発注から支払いまでを指します。事業完了日は、最後のイベント等の実施日から原則１ヶ月以内としてください。
・県の他の補助金を受けている事業については、応募できません。
・当該補助金を活用する複数の団体が経費を按分して事業を実施することはできません。

5　申請方法及び補助対象事業の決定方法

（1）申請に必要な書類

申請に必要な書類は、「提出書類一覧」のとおりです。

（2）申請書類の入手方法

各様式については、文化政策課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方はご相談ください。

（3）申請書類の提出方法

「3　募集期間、及び補助対象期間」に記載の募集期間内に、文化政策課へご提出ください。書類の提出方法は、持参、郵送又は電子メールとします。**募集期間最終日（令和４年４月２８日）の午後５時必着**。

提出書類一覧

1　交付申請書（要綱様式第１号）
2　実施計画書（要綱様式第２号）
3　収支予算書（要綱様式第３号）
4　実施主体の規約等及び名簿
5　その他申請事業の参考となる資料

（4）補助対象事業の決定方法について

文化政策課において審査を行い（事業内容が補助金の目的に合致しているか、事業内容の実現可能性が高いか等）、補助対象事業を決定します。なお、多数の申請があった場合等、申請額より減額して交付決定を行う場合があります。

6　窓口・問合せ先

鳥取県地域づくり推進部文化政策課
住所　〒680-8570　鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎６階）／電話　0857-26-7134／ﾌｧｸｼﾐﾘ 0857-26-8108
電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp／ホームページ　https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/

令和４年度 コロナを乗り越える！アート映像等配信事業

１　目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内における文化芸術活動の制限が想定されることから、映像配信を用いた多様な形での芸術表現や発信などの取組を支援し、県民の文化芸術活動と鑑賞機会を維持・確保する。

２　補助対象となる事業の概要

新型コロナウイルスの感染防止に努めながら取り組む公演・展示等について、映像配信に要する経費を支援する。

※無観客に限らず観客を入れた公演等（有償も可）も対象とし、感染防止策を講じた事業に限る。

３　補助対象経費

公演・展示等の映像配信に要する経費

【主な対象経費】

機材（カメラや通信機器等）賃借料、配信経費、映像編集経費、映像配信に係る広報宣伝費、及び映像撮影や映像配信に要する外部スタッフ人件費等

４　事業実施主体

県内で文化芸術活動を行う団体または個人

５　交付申請の時期（募集期間）

令和４年４月１日～１２月１５日（予定）（随時受付）

※補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から令和５年２月１５日まで

６　補助率、上限額

１／２、２５０千円

７　申請方法

交付申請書、事業計画書、収支予算書（指定様式）及び審査の参考となる書類を添付の上、申請してください。なお、様式は鳥取県文化政策課ホームページからダウンロードできます。

８　窓口・問合せ先

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目２２０（鳥取県庁本庁舎６階）

電話 0857-26-7134／ﾌｧｸｼﾐﾘ 0857-26-8108／電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/

2022(R4)年度 みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金

県内の中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して暮らせるよう、集落や地域の将来のために住民が主体的に取り組む地域づくりの取組（地域コミュニティの再生、住民共助の仕組み、地域資源活用、コミュニティビジネスによる課題解決、地域の遊休施設活用、高校生のアイデア実現等）を支援します。

1. スタート支援事業 【直接】

地域コミュニティの活性化や地域の課題解決を図るため、新たな取組を開始するための初期の活動やグループ立ち上げ等を支援

【主な取組例】

- ○ **地域の課題掘り起こしのためのワークショップ、アンケート調査の実施**
- ○ **定期的に開催する交流サロン・健康教室等を開始するのに必要な茶器などの備品購入等**
- ○ **専門家を招いて集落・自治会等でのフィールドワークの実施　等**

1）補助対象経費　現状把握のための調査経費／計画策定の検討に係る経費／研修、専門家招へいに係る経費／課題解決のための試行経費／その他活動や地域振興の取組に必要な経費　等

2）事業実施主体　集落・自治会、地域団体、広域的地域運営組織

3）県補助限度額　１団体あたり10万円（補助率：県10／10）

2. 将来に向けた取組支援事業 【直接、間接】

中山間地域の将来のために、住民等が自主的・主体的に取り組む地域コミュニティを再生・発展させる地域づくりの取組や、地域資源の利活用、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりへのステップアップにつながるような取組を支援

【主な取組例】

- ○ **スタート支援事業で試行した活動のステップアップ**
- ○ **地域の実情に応じた共助の仕組みづくりや必要な生活サービス・機能の提供**
- ○ **地域の雇用・生きがいづくりの場にもなるコミュニティビジネスによる地域の課題解決**
- ○ **地域の農産物等特産品づくりや地域に伝わる伝統野菜等の復活など、地域資源の利活用**
- ○ **外部人材が継続的に地域に関わるための仕組みづくりの取組**
- ○ **地域の伝統文化伝承、景観保全、都市との交流、世代間交流などにより、地域を活性化させる取組**

1）補助対象経費　«ソフト» 住民等が地域の将来のために主体的に取り組む活動に必要な経費　等
«ハード»活動に必要な施設の整備・改修、施設に付随する備品等の購入　等

2）事業実施主体　（1）市町
（2）市町が必要と認める集落・自治会、地域団体、個人事業者、企業、広域的地域運営組織　等
（ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く）

3）県補助限度額　«ソフト»補助率：県１／２　100万円　※市町任意負担
«ハード»補助率：県１／３　300万円　※市町は別途、事業費の１／６負担

4）その他
- ・農業者や生産組織等が農産物生産、６次産業化を行う場合、農林水産部の事業を優先すること
- ・経済活動を主目的とする場合は商工労働部の事業を活用すること
- ・ハード事業は、整備後の運用・活用について地域の計画、実践を行うことが必要です
- ・個人事業者、企業が事業実施主体となる場合は、将来を含め活動地となる市町、地域、住民との協働の体制等があることが必要になります。
- ・事業完了後3年間、実施状況等について報告すること

３．地域遊休施設等活用事業 【間接】　※事前審査会あり

中山間地域等において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用し、住民の活動交流拠点や地域経済循環のための施設など、総合的な地域コミュニティの活性化・再生を図る取組等を支援

【主な取組例】

- ○ **集落内の空き店舗を改修し、地域住民で運営する農村レストランの開始**
- ○ **廃校舎を改修し、地域の交流サロンや農産物加工施設への活用**
- ○ **廃保育所を地域の福祉拠点として改修し、高齢者等が利用しやすい通いの場として活用　等**

※整備後の運用・活用について地域の計画、実践を行うことが必要です

１）補助対象経費　施設の改修経費（事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む。）
ハード整備と一体的に実施するソフト事業(PR活動等)に要する経費）　等

２）事業実施主体　市町、広域的地域運営組織、地域団体、集落・自治会

３）県補助限度額　１事業あたり1,000万円（補助率：県１／２）
※既使用部分の改修等整備を含む場合は限度額は400万円
※市町は別途、事業費の１／３負担

４）その他
- ・審査会により事業の採択の可否を決定する
- ・対象となる遊休施設が、建設時等に補助金等の交付を受けている場合は、転用等に係る規定の手続きが終了（見込みを含む）していること
- ・改修後の施設を主体的に運営する地域組織が存在すること
- ・遊休施設には、空き家は含まない
- ・事業完了後3年間は、実施状況等について報告すること
- ・既使用施設（既使用部分）の改修は、「小さな拠点づくり」の取組に係る事業で、生活に必要な機能の新設・拡充・追加等を行うものに限る

４．安全・安心活動支援事業 【間接】

中山間地域で日常生活を送るうえで、まちなかに比べ生活条件が不利となる自然現象（豪雪や鳥獣出没等）や地理等、中山間地域に特有の課題に対し、地域住民同士の事前の話し合いを通じた共助の取組を支援

【主な取組例】

- ○ **集落内、地域で共同で行う活動の体制づくり**
  - **・除雪体制、雪害に対する家屋の雪囲い設置**
  - **・消火活動、救出活動、避難誘導活動**
  - **・家屋、敷地等（農地除く）への鳥獣侵入防止柵の設置**
- ○ **土砂災害や河川氾濫、集落孤立などに備えた集落の防災計画づくり**

１）補助対象経費　地域の共助による体制づくりに必要な経費（除雪機の導入・リース等、災害時の避難誘導に必要な備品、雪囲いや鳥獣侵入防止柵等の共同設置に要する経費等）、防災計画策定のための経費　等

２）事業実施主体　市町、集落・自治会、地域団体、広域的地域運営組織

３）県補助限度額　１事業あたり50万円（補助率：県１／３）　※市町は別途、事業費の１／６負担

４）その他
- ・集落等で生活の安全・安心を確保するための住民による話し合いを行うこと
- ・日常生活の中で住民が共同で継続して取り組む仕組みづくりの取組であること
- ・被災後の生活維持に備えるための経費（集会所等の環境整備や備蓄品購入）及び被災後の復旧に係る経費は対象外

5. 次世代育成事業 【直接】

中山間地域の振興を図るため、地域において高校生の発案による地域活動の実施を通じて、若者の視点による地域課題解決や活動による生徒の成長や地域へ愛着を図る取組を支援

【主な取組例】
- ○ ふるさと教育のシンポジウムを開催し、地域の人と一緒に実践した取組を発表
- ○ 高校生と大人がグループになり、ワークショップを開催
- ○ 高校生と町の住民が協働し、道の駅付近の花壇を設置して、観光客をもてなすスポットとした

1）補助対象経費　中山間地域の振興を図るため、県立高校の生徒の意見や発案を地域の中で実施・具体化するために必要な経費

(例) ・外部講師の招へいに要する謝金、旅費
・校外実習への移動に要する運賃、バス借り上げ料、施設入場料、傷害保険料等
・制作・講習、地域課題解決に向けた試行、実践に係る経費
（用具や消耗品等の購入等）
・その他事業の実施に必要な経費
※人件費、構成員に対する個人給付的な経費は除く

2）事業実施主体　高校生、地域住民、市町、高校等で構成される実行委員会

3）補助金限度額　１事業当たり100万円以内（補助率：県10／10）

6. 継業支援事業 【直接・間接】

事業の継続が困難となっている地域に必要な店舗・サービス等について、事業を引き継ぐ者を確保することにより、中山間地域に必要な生活機能やコミュニティの維持を図る取組を支援

（１）なりわい継業支援【直接、間接】

地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材を受け入れるために、市町又は地域組織が行う条件整備に必要な経費（施設整備や研修費用等）を支援

1）補助対象経費　団体等が継業人材を受け入れるために必要となる以下の経費
ア　継業施設又は設備の整備に係る経費
イ　なりわいを引き継ぐために必要となる経費
ウ　継業人材の地域での研修や生活基盤の確保等に要する経費

2）事業実施主体　（１）市町
（２）交付目的が達成される内容の事業を行うものと市町が認める団体

3）補助金限度額　市町負担額の１／２
ア　3,000千円　　イ　50千円／月（最大２年間）　ウ　60千円／月（最大２年間）
※ア及びイを併用する場合はアイ合計で上限3,000千円とする。

（２）お試し継業支援【直接】

後継者のいない事業の継業を実際に現地で体験する際に係る交通費及び宿泊費を支援

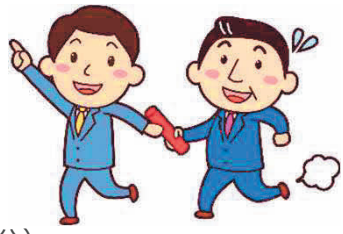

1）補助対象経費　交通費／宿泊費

2）事業実施主体　継業活動を行う者

3）補助金限度額　補助率１／２（・補助金の上限額　宿泊費4,100円／泊、13泊分）

4）その他条件　・継業活動は同一年度内において連続する14日以内に限る。